

全社地発第 451 号  
令和 4 年 11 月 29 日

厚生労働省  
老健局長 大西 証 史 様

**介護保険制度改正等に向けた要望**  
**～在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーの専門性の発揮に向けて～**

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国ホームヘルパー協議会  
会 長 田 尻 亨

コロナ禍においても、在宅ケアの最前線と最後の砦を担うホームヘルパーは、自身の感染や利用者間の感染を媒介してしまうことへの不安を抱えつつも、感染対策を徹底し、利用者の重度化防止、自立支援に向けてサービスを継続しています。

他方で、2040 年に向けて介護人材の確保が喫緊の課題となっていますが、なかでも、ホームヘルパーの人材確保は非常に深刻な状況で、担い手の高齢化も進んでいます。

利用者が住み慣れた地域や自宅で暮らし続けられるよう、ホームヘルパーが支援を行い、その専門性を十分に発揮し、やりがいを持って働き続けることができるよう、介護保険制度改正及び介護報酬改定にあたっては、以下の事項について要望いたします。

**【要望事項】**

1. 訪問介護の事業継続を可能とする基本報酬の引き上げ
2. 人材確保の取り組みに対する支援と訪問介護の魅力発信
3. ホームヘルパーの役割や専門性に対する評価
4. サービス提供責任者の業務に対する適切な評価
5. 軽度者（要介護 1、2）の生活援助等の総合事業への移行には反対
6. 原油価格・物価高騰等に対する訪問介護事業所への支援
7. 既存の訪問介護と連携できる複合型のサービス類型の制度設計

## 【要望詳細】

### 1. 訪問介護の事業継続を可能とする基本報酬の引き上げ

深刻な人材不足が続く中で、現行の訪問介護の報酬単価では正規常勤職員の雇用が困難です。また、中山間地域や過疎地域、離島、豪雪地域等においては、移動時間や人材確保等の面からも事業継続が困難な状況にあります。

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて、在宅ケアの最前線と最後の砦を担う訪問介護が事業継続できるよう基本報酬の抜本的な引き上げを要望します。

加えて、同一建物等減算（集合住宅減算）においては、これまでもさまざまな適正化が図られたところではありますが、利用者の住み慣れた自宅を訪問することを主としている訪問介護事業所にとっては、まだまだ公平性に欠ける部分も多く残っています。その地域に根差している訪問介護事業所の継続的な事業運営が可能となるように、さらに適正化されることを要望します。

### 2. 人材確保の取り組みに対する支援と訪問介護の魅力発信

ホームヘルパーの有効求人倍率は、14.92倍（令和2年度）であり、人材確保は非常に深刻な状況で、担い手の高齢化も進んでいます。1事業所での人材確保の取り組みには限界があるため、国による全国的な取り組みの更なる展開と「地域医療介護総合確保基金」の更なる拡充を要望します。

また、人材不足の原因の1つに、訪問介護をはじめとする介護の仕事のネガティブなイメージが定着していることが挙げられます。訪問介護をはじめとする介護の仕事のイメージアップや魅力発信に向けた取り組みを要望します。

なお、こうした訪問介護の仕事のネガティブなイメージは、訪問介護との接点の少なさがそのイメージを助長しているものと考えられるため、例えば、介護職員初任者研修等の実習において、訪問介護サービス同行訪問を盛りこむなど、訪問介護の仕事のやりがいや魅力を正しく伝える機会を設けることが重要であると考えます。

### 3. ホームヘルパーの役割や専門性に対する評価

ホームヘルパーは、自立支援の視点を持って利用者の日々の生活を観察、評価して適切な支援を行うとともに、利用者の状況に応じて、他職種との情報共有・連携を行いながら支援内容を調整する専門職として、在宅ケアの最前線と最後の砦を担っています。

地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて、ホームヘルパーの役割や機能、専門性に対する評価を要望します。

具体的には、人生の最期を自宅で迎えたいと考える利用者の支援を行う「看取り期ケア」や、認知症になっても安心して在宅生活が継続できるよう、利用者に寄り添いながら支援を行う「認知症ケア」に対するホームヘルパーの役割や専門性に対する適正な評価を要望します。

#### 4. サービス提供責任者の業務に対する適切な評価

利用者の自立支援・重度化防止に向けて、訪問介護事業の要であるサービス提供責任者の役割がますます高まっています。ケアプランに連動した適切な訪問介護計画の策定とともに、計画にもとづくサービス提供のマネジメント、必要に応じた計画の見直し、医療機関や地域住民等を含めた関係機関等との適切な連携・調整等が必要です。さらに、多様な働き方や働きやすい職場づくりのために、人材育成や定着支援、ICTやテクノロジーの活用などを先頭に立って担うサービス提供責任者の業務はますます複雑化、高度化しています。

こうしたサービス提供責任者の業務実態を踏まえた適切な報酬上の評価を要望します。

#### 5. 軽度者（要介護1、2）の生活援助等の総合事業への移行には反対

ホームヘルパーが利用者の在宅生活を支えるために行っている生活援助は、単なる家事代行・支援業務ではありません。軽度者（要介護1、2）の段階で、ホームヘルパーの専門性を活かした支援を行うことで、利用者の自立支援・重度化防止につながります。また、総合事業における住民主体のサービス等の多様なサービスが十分に整備されていない現状があります。

自立支援・重度化防止の取組の推進の観点から、軽度者（要介護1、2）の生活援助等の総合事業への移行には、反対します。

#### 6. 原油価格・物価高騰等に対する訪問介護事業所への支援

新型コロナウイルス感染症対策に加え、昨今の原油価格・物価高騰等による燃料費や光熱水等の高騰によって、事業規模が小さい訪問介護事業所の経営は大きな影響を受けています。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」によって、各種の支援策が講じられていますが、自治体によって実施のバラツキがないように積極的な指導をお願いします。

また、原油価格・物価高騰等が長期的に続くようであれば、次期介護報酬改定において影響分が適切に反映されるよう要望します。

#### 7. 既存の訪問介護と連携できる複合型のサービス類型の制度設計

訪問介護と通所介護を組み合わせた複合型のサービス類型の制度設計にあたっては、利用者の住み慣れた自宅（地域）での生活の継続に向けて、専門性をもって自立支援・重度化防止に取り組んでいる訪問介護事業所と連携できる仕組みを要望します。